

国際人道法を知っていますか？(学校生活編)

◆ あなたがもし、学校で友達とけんかをしてしまった時、どちらを選びますか？

Q1	けんかで負けを認めた相手に、とどめの一撃を加えてもよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
Q2	けんかで相手がけがをしても、相手にだって悪いところがあるので、保健室に連れて行かず放っておいてよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
Q3	負けた相手は、すきをねらって仕返しをしてもよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
Q4	自分たちのけんかに関係のない友達を「たて」に使ってもよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
Q5	けんかのはずみで、教室の窓ガラスを割っても仕方がない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
Q6	相手にけんかで勝つためなら、教室にあるどんなものでも使ってよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

◆ Q1～6の答えをもとに、あなたが実際の戦場にいると想像しながら答えてみましょう

—— 決断を求められたあなたは、どちらを選びますか？

Q7	敵を弱らせるために、敵が隠れていそうな地域に届けられる食べ物や薬などを全て止めてもよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
Q8	とらえられた敵の兵士(捕虜)が重要な情報を知っていそうな時には、どんな方法を使ってでもその情報を聞き出してよい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

—— あなたの考えを書いてみましょう

Q9	たとえ戦争でも決して使ってはならない武器があるとしたら、どのような武器ですか	(自由記述)
Q10	人は何歳になると兵士になってよいと思いますか	(自由記述)
Q11	国際人道法の存在は、戦争の被害にどのような影響を与えていると思いますか	(自由記述)

国際人道法を知っていますか？(学校生活編)

～指導者用解答・解説～

はじめに

国際人道法は、「武力紛争をもたらす不必要な犠牲や損害を防止すること」を目的とする法体系の総称です。その内容は約600条にも及ぶ膨大なものですが、そこに貫かれている考え方は決して難しいことばかりではなく、どんな人にも備わっている理性や良心に従えば自然に理解でき、毎日の学校生活への応用も十分に期待できるものです。

社会においては、人々の協力から多くのメリットが生み出されている一方で、人と人の関係は全てが常に良好であるとも限りません。様々な理由から様々な規模のもめごとが生じているのもまた事実です。もめごとを完全に無くすのは非常に難しいことですが、その事実から目を背けて何もしなければ、社会は荒む一方です。まずはもめないように日頃から努力し、いざもめてしまった時には衝撃をできる限り和らげるための方法について知恵を絞るのは、私たちにとってごく自然なことでしょう。

自分の振る舞いが相手にどのような影響を与え得るのか、相手の立場になって毎日の何気ない行動を振り返り、人々がもっと気持ちよく生活できる場をつくるきっかけに、ぜひ国際人道法の考え方を取り入れてみてはいかがでしょうか。日々のやさしい思いやりの心、すなわち人道の実践を日常的に積み重ねていくことこそが、やがて今よりもっと平和な世の中を実現させるはずだと、赤十字は信じています。

解答・解説 【 】は、手がかりとなる国際人道法の考え方です。

Q1・・・いいえ

けんかをしていた相手はすでに負けを認めていることから、今はけんかの相手ではありません。したがって、そこからさらに苦痛を味わわせてよい理由はありません。

【 投降し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならないこと。】

Q2・・・いいえ

けんかの理由にかかわらず、けがをした相手には、速やかに適切な手当を受けさせなくてはなりません。

【 交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護すること。】

Q3・・・いいえ

負けを認めて終わったはずのけんかを理由に仕返しをしたら、相手はとても不快になりますし、再びけんかが始まってしまうかもしれません。

【 投降し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならないこと。】

※この場合は、投降(負け)をひるがえし、敵対行為を継続する意思があるものとみなされます。

Q4・・・いいえ

自分たちのけんかに、関係のない友達を巻き込んではいけません。ましてや自分を守るための「たて」として、本来ならばけんかに関係ある人が負うべき苦痛や犠牲を関係ない友達に強いるのは、とても卑怯なやり方です。

【 交戦当事者は、常に戦闘員と文民(一般住民)を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。】

Q5・・・いいえ

けんかに夢中のあまり教室の窓ガラスを割ってしまったら、割れたガラスが降りかかったり、破片を踏んでしまったりと、けんかに関係のない友達や先生など教室内の全員に危険を及ぼします。

【 交戦当事者は、常に戦闘員と文民(一般住民)を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。】

Q6・・・いいえ

口げんかまでならばまだよいものを、物で叩いたり投げたりしては、けんかの後も長く続く苦痛を負わせる可能性があります。

【 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならないこと。】

Q7・・・いいえ

この場合は、地域に敵しかいない(食べ物や薬を止めることによって、危険な目にあう一般住民が誰もいない)ことを確認できていないので、一般住民を戦いに巻き込んでしまう可能性があります。

さらに薬を止めることによって、けがをして戦えなくなった兵士や一般住民の命を救えなくなる可能性もあります。

【 交戦当事者は、常に戦闘員と文民(一般住民)を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。】

Q8・・・いいえ

とらえられた敵の兵士(捕虜^{ほりよ})は、たとえ敵とはいえ、命のある人間に変わりはなく、必要以上の苦痛を与えてはいけません。また、捕虜が人間らしく過ごせるよう、最低限必要な食事・衣類・部屋をととのえるほか、捕虜が家族と連絡を取るための配慮などをしなくてはなりません。

【 捕虜、抑留者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障すること。】

Q9・・・(例) 原子爆弾、生物兵器 など

原子爆弾やクラスター弾などは、兵士と一般住民、また基地と民家などを区別せずに攻撃・破壊します。さらに、敵の攻撃能力を喪失させる以上に不必要な苦痛を与える可能性のある生物兵器、化学兵器、失明をもたらすレーザー兵器、焼夷兵器(火災を引き起こす兵器)などの使用は禁止されています。

【 交戦当事者は、常に戦闘員と文民(一般住民)を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。】

【 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならないこと。】

Q10

これについては、何歳を妥当な年齢とすべきか、あるいは何歳であろうと兵士になるべきではないなど、様々なご意見があると思います。国際人道法を含む国際的な取り決めでは、子どもが戦いに参加することについて次のように定めています。

- ・15歳未満の子どもは、たとえ自分の意志に基づいているとしても、戦いに参加させてはならない
- ・18歳未満の子どもは、軍や武装集団に徴兵するべきではない

この年齢について、みなさんはどう感じますか？

【 敵対行為に参加しないすべての人は、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇すること。】

Q11・・・(例) 国際人道法が守られることで、戦争の被害をより小さくできる可能性がある。

そもそも戦いとは起きてはならないものですから、戦いが起こることを前提とした国際人道法自体が無意味なものに感じるかもしれません。しかし、果たして本当に無意味なのでしょうか。

国際人道法について「道路交通法」を例に考えてみましょう。現在の日本でも、残念ながら飲酒運転などの違反行為が繰り返されていますが、道路交通法の存在がそのような違反行為に対して厳しい刑を課すことはご存じのとおりです。このため、道路交通法は抑止力となり得ます。

国際人道法の役割も同じです。戦争や武力紛争という極限の状況下では、確かに国際人道法が尊重されにくく、戦いに参加しない人々が実際に被害を受けています。しかし、国際人道法の存在と、それを関係者が守ることによって、「少しでも被害者を減らす」効果を期待できます。

大事なことは、私たちが始めできるだけ多くの人々が、国際人道法について普段から理解を深めておくことなのです。

[参考テキスト]

日本赤十字社 総務局 組織推進部 青少年・ボランティア課 2013

『人道的価値観をはぐくむ国際人道法学習プログラム 誰もが人間らしく生きるために』

日本赤十字社 事業局 国際部 2013

『赤十字と国際人道法 普及のためのハンドブック』